

日本国憲法の最大のピンチを最善のチャンスに変えるための 3つの提案

高倉良一

日本国憲法が直面している最大のピンチ

昭和21（1946）年11月3日に公布され、翌年の5月3日から施行された日本国憲法は最大の危機に直面していると思われる。

平成24（2012）年4月27日に、自由民主党は日本国憲法改正案を決定した⁽¹⁾。さらに、平成24（2012）年12月26日に誕生した自民党と公明党の連立内閣の下で、第96代の内閣総理大臣に任命された安倍晋三氏は日本国憲法第96条の改正に取り組むことを明言した。

現行憲法では、憲法改正の発議には各議院の総議員の3分の2以上の賛成が必要とされている。しかし、安倍総理大臣は、各議院の総議員の2分の1に改正すべきだと主張している⁽²⁾。

平成26（2014）年2月26日現在、自民党と公明党の国会議員は衆議院と参議院で過半数を占めている。野党の中にも、日本国憲法の改正に賛成を表明している政党がある。

このような状況から、日本国憲法が改正される可能性は極めて高くなっていると思われる。日本国憲法は最大のピンチに直面しているのである。

しかしながら、「ピンチの裏にはチャンスあり」である。本稿では、日本国憲法が直面している最大のピンチを、最善のチャンスに転換するための方策の骨子を明らかにしたい。

自民党の憲法改正案の特質

自民党の憲法改正案には「立憲主義をはじめとした現行憲法の基本を骨抜きにする多くの問題点が含まれて」と指摘している伊藤真日本弁護士連合会憲法委員会副委員長は、その問題点を「①立憲主義の放棄、②平和主義から戦争ができる国へ、③天皇の元首化と国民主権の後退、④人権の縮小と義務の拡大」という4点に集約している⁽³⁾。そして、この憲法改正案は、『個人の人権を守るために国家を縛る憲法』から、自民党の政治家が自分たちの作りたい国家を作るために、『国民を支配する道具としての憲法』に転換するものと言ってもよい」と断言している⁽⁴⁾。

認知科学者の苫米地英人氏は、自民党の憲法草案は、「官僚たちが、本当に通したい、改正したい条文はなるべく控えめな文章にし、その前後には大見出しになるような派手な改正条項を入れ」ている結果、「国民にとって本当に危険な条文はほぼ草案通りに通過」させることが狙いであると主張している⁽⁵⁾。

苫米地氏は、自民党が提出している憲法の改正案には、以下の4つの爆弾とも称すべき問題点があるとの見解を示している。

第1点は、現行憲法の前文の改正は「実質的に主権を国民から奪う」ものであると指摘する⁽⁶⁾。

第2点は、改正案で創設された第9章緊急事態は「事実上、国会を潰してしまうことになる。」と述べている⁽⁷⁾。

第3点は、改正案第15条の3の公務員の選定では「官僚たちは国民の代表である政治家」と同等の立場になり、「国会の承認を得なくても、公務を行う人が選べることになってしまう。」と指摘している⁽⁸⁾。

第4点は、改正案第65条の行政権は「官僚は、立法権に加えて、独立した行政権をも手に入れることになる。」と述べている⁽⁹⁾。

なぜ、危機的な状況が生じたのか

なぜ、日本国憲法の性格を根本的に変更してしまうような自民党の改正案が発表されたのだろうか。

なぜ、「国会発議に次いで国民投票が行われれば、改憲案が過半数の賛成を獲得する可能性も十分にあり、一気に憲法改正が実現してしまうかもしれません。」⁽¹⁰⁾と指摘されるような状況が生じたのであろうか。

根本的な原因は、わが国で行なわれて来た日本国憲法に関する教育が、その功を奏していないという点に求めることができるのではないかとと思われる。

司法試験の予備校の塾長でもある伊藤真氏は、「私たちの塾に通う学生の多くは憲法と法律の違いを知らない」上に、「小学校から憲法を学んでいながら、憲法で最も大切なことを知らない。」と指摘している⁽¹¹⁾。将来、裁判官、検察官、弁護士を志望している大学生ですら、このような状態なのである。

日本国憲法に関する教育が失敗した結果、各種選挙における投票率は低下し続け、戦前の治安維持法よりも悪法であると指摘されている特定秘密の保護に関する法律が制定されるに至ったのではないだろうか。

日本国憲法の特質

日本国憲法は、大日本帝国憲法が改正されたものである。日本国憲法と大日本帝国憲法の最大の違いは、主権者が天皇から国民に変わった点に求められる。

主権者の変更がなされた結果、日本国憲法は「世界のどの国の憲法にもない、国民が主権者であることを強調している憲法」であり、「戦争放棄、平和主義も、国民が主権者であるということの上に成り立っている」と指摘されている⁽¹²⁾。

主権者の交代によって、日本国民は、大日本帝国憲法に規定されていた天皇と同じ地位に就いたとみなすことが可能ではないだろうか⁽¹³⁾。

とするならば、日本国憲法が想定している日本国民には、大日本帝国憲法で主権者とされていた天皇と同等の自覚と見識を有することが求められるのではないだろうか。

ピンチをチャンスに転換するための具体策の骨子

日本国憲法の危機を招いた真の原因が、これまでの憲法教育の失敗に求められるとするならば、その解決策もまた教育に求めるべきではないかと思われる。以下、日本国民が、日本国憲法の想定している主権者となるための具体策の骨子を示すことにしたい⁽¹⁴⁾。

具体策は、①三歳児から始める憲法学習、②憲法検定試験制度の導入、③請願権の活用の3つである。

まず、三歳児から始める憲法学習とは、幼稚園や保育園の段階から憲法に関する教育を開始しようとの提案である。幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校、各種専門学校、大学、大学院のすべての教育段階で、その発達段階に合わせた憲法教育を行うのである。小学校を例にすれば、1年生から6年生までのすべての学年で憲法を学ぶ機会を設けるのである。

この憲法教育の到達目標は、三歳児から大学院生に至るまで、日本国憲法の大事なポイントを、自分自身の言葉で具体的に説明できるようになることである。三歳児は三歳児なりの表現で、大学院生は大学院生なりの表現で、日本国憲法を語るができるようになることを目指すのである。

つぎに、憲法検定試験制度の導入とは、憲法学習の成果を評価するための検定試験制度を創設しようとの提案である。

日本国憲法第99条では「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定されている。また、小学校、中学校などの各種教員免許の取得に関しては、日本国憲法の単位の修得が要件とされている。

とするならば、少なくとも公務員と教員に関しては、憲法検定試験で一定の成績を有することが必須であると主張することには合理的な根拠が存するのではないだろうか。

それから、請願権の活用とは、三歳児から始める憲法学習と憲法検定試験制度の導入を立法によって実現させるための方策である。これらの2つの具体策は、いずれも新たな法律を制定しなければ実現できない。

そこで、日本国憲法第16条に「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と規定されている請願権を活用するのである。

請願権は、「為政者と被治者の同一性（国王と臣民という関係ではない）という民主主義の基本原則からもたらされている国民の能動的権利」であり、「国政の主権者であり、国政の信託者である国民が、具体的な政治的意思の反映を国政担当機関に求める権利」であると解釈すべきものである⁽¹⁵⁾。

このような解釈を前提にして、三歳児から始める憲法教育と憲法検定試験制度の導入を求める請願を、安倍晋三内閣総理大臣に行なうのである。

さらに、この請願に対して、「一切の返答が無い場合は、請願署名者が原告となって、不作為の違法確認訴訟を起こす」のである⁽¹⁶⁾。すなわち、日本国憲法の改正を明言している安倍内閣総理大臣を相手にした訴訟を起こすのである。

憲法大学習運動の可能性

上述の3つの具体策を憲法大学習運動と銘打って実践するならば、日本国憲法の最大のピンチを最善のチャンスに転換することができるのではないかと思われる。この運動の副次的効果として、学校現場で問題とされているいじめや自殺や体罰なども激減するのではないだろうか。各種選挙での投票率の低下にも歯止めがかかるのではないだろうか。

憲法大学習運動の最大の特徴は、日本国憲法の改正を主張する者も、その改正に反対する者も、いずれも反対することはできないと思われる点に存する。憲法改正の是非を判断する上では、現行の日本国憲法の内容を十分理解することが必要不可欠である。「小異を捨てて大同に就く」という言葉があるが、日本国憲法を学習するとの一点で、改憲派にも護憲派にも「大異を棚上げにして天道に就く」ことが求められるのである。

憲法大学習運動を展開することは、「権力主義全体主義の国家は一時的に興隆であろうとも、必ずや最後には敗れる事は明白な事実です。」と述べ、「ただ願わくば愛する日本を偉大ならしめられん事を、国民の方々にお願いするのみです。」⁽¹⁷⁾との遺書を残し、特攻出撃された上原良司氏をはじめとする第二次世界大戦で亡くなられた方々に対する最高の追善供養になるのではないだろうか。

日本国民が憲法大学習運動を展開するならば、日本が「国際社会において、名誉ある地位を占め」ることは間違いのないであろう。中国や韓国などの近隣諸国も、日本に対する対応を見直さざるを得ないであろう。

日本国憲法が最大の危機に直面している今、日本国民が憲法大学習運動を展開することは、まさに天道に適ったものである。日本国民は、ノーベル平和賞を受賞できるような国家を建設しようとの決意をするべきではないだろうか。

注

- (1) 自由民主党のホームページ「自民党Lib Dems」(<https://www.jimin.jp/index.html>)に、自由民主党憲法改正推進本部が、平成25年10月に発表した『日本国憲法改正案Q&A (増補版)』(https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf)が掲載されている。
- (2) 日本国憲法が施行されてからこれまで、憲法の改正手続きを規定している第96条の改正を目指すことを公言した総理大臣は、これまで1人もいなかったように思われる。
- (3) 伊藤真『憲法は誰のもの? - 自民党改正案の検証 -』3～4頁(岩波書店、2013年)。
- (4) 伊藤同書62頁。
- (5) 苦米地英人『憲法改正に仕掛けられた4つのワナ - 自民党案によって、国民の主権は奪われ、国会は無力化される!』6頁(株式会社サイゾー、2013年)。
- (6) 苦米地同書18頁。自民党の憲法改正案の前文を詳細に分析した研究としては、中富公一「憲法96条改正の狙い: 自民党改憲案前文を読む」調査と研究225号3頁(2013年)以下参照。
- (7) 苦米地同書21頁。
- (8) 苦米地同書51頁。
- (9) 苦米地同書51頁。
- (10) 伊藤前掲書3頁。
- (11) 伊藤真「憲法を实践する法律家養成の中で - 中高生に対する憲法教育の大切さ」全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性 - 学校教育における理論と実践 -』133頁以下(現代人文社、2001年)。
- (12) 生田暉雄「改憲に抗するために、すべきことは何か。」月刊むすぶ第44巻第6号36頁～37頁。
- (13) もちろん、このような解釈をするならば、日本国憲法の規定している天皇と国民との関係性を明らかにする必要がある。この点については別の機会に論ずることとする。
- (14) 具体策の詳細については、別の論稿で明らかにする予定である。
- (15) 生田前掲論文38頁以下。
- (16) 生田同論文42頁以下。
- (17) 日本戦没学生記念会編『新版 きけ わだつみのこえ - 日本戦没学生の手記 -』19頁(岩波書店、1997年)。

参考文献

- 吉田英司『憲法的責任追及論2』(関西大学出版部、2010年)
- 奥平康弘・愛敬浩二・青井未帆編『改憲の何が問題か』(岩波書店、2013年)
- 梓澤和幸・岩上安身・澤藤統一郎『前夜 - 日本国憲法と自民党改憲案を読み解く』(現代書館、2013年)
- 大江健三郎・奥平康弘・澤地久江・三木睦子・小森陽一『いま、憲法の魂を選びとる』(岩波書店、2013年)
- 木山泰嗣『憲法がしゃべった。 - 世界一やさしい憲法の授業 -』(すばる舎、2011年)

日本国憲法の最大のピンチを最善のチャンスに変えるための3つの提案

初宿正典・辻みよ子編『新解説 世界憲法集 第2版』（三省堂、2010年）

童話屋編集部『復刊 あたらしい憲法のはなし』（童話屋、2001年）

水島朝穂『はじめての憲法教室－立憲主義の基本から考える－』（集英社新書、2013年）

木村草太『憲法の創造力』（NHK出版、2013年）

井上ひさし『二つの憲法－大日本帝国憲法と日本国憲法－』（岩波書店、2011年）

笹沼弘志監修・野村まり子・絵・文『えほん日本国憲法－しあわせに生きるための道具－』（明石書店、2008年）

響堂雪乃『独りファシズム－つまり生命は資本に翻弄され続けるのか？』（ヒカルランド、2012年）

コーネル・ウェスト著 越智博美・松井優子・三浦玲一訳『民主主義の問題－帝国主義との闘いに勝つこと－』（法政大学出版局、2014年）

湯浅誠『ヒーローを待っていても世界は変わらない』（朝日新聞出版、2012年）

小熊英二『社会を変えるには』（講談社、2012年）

前田勉『江戸の読書会－会読の思想史－』（平凡社、2012年）

ザルマン・カーン著・三木俊哉訳『世界はひとつの教室』（ダイヤモンド社、2013年）

安富歩『もう「東大話法」にはだまされない－「立場主義」エリートの欺瞞を見抜く－』（講談社、2012年）